

兵庫県公報

平成28年6月17日 金曜日 第2807号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（生活支援課）	1
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更及び廃止の届出（同）	2
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	2
○ 保安林の指定（豊かな森づくり課）	3
○ 同 上（同）	3
○ 保安林の指定の解除予定通知（同）	4
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）	4
○ 同 上（同）	4
○ 公共測量が終了した旨の通知（契約管理課）	4
○ 同 上（同）	5
○ 景観影響評価準備書の縦覧等（都市政策課）	5
○ 都市計画の変更の図書の写しの縦覧（都市計画課）	5
○ 平成17年兵庫県告示第34号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定等）の一部改正（建築指導課）	6
公 告	
○ 個人情報の保護に関する条例の運用状況（文書課）	9
○ 情報公開条例の運用状況（同）	11
○ 落札者等の公示（管理課）	12
病院局公告	
○ 入札公告	12
県議会事務局公告	
○ 落札者等の公示	15
公安委員会告示	
○ 遊泳区域の指定	15
警察本部公告	
○ 落札者等の公示	18
○ 随意契約の相手方等の公示	19
正 誤	
○ 平成28年3月31日付け兵庫県公報第4号外中	19

告 示

兵庫県告示第598号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を次のとおり指定した。

平成28年6月17日

兵庫県知事 井戸敏三

指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地	指定年月日
ダイヤモンドクラブ	宝塚市仁川宮西町4-3南1	株式会社志光	宝塚市南口1-10-29	平成28年2月1日



兵庫県告示第599号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

平成28年6月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地	変更内容
聖隷ケアプランセンター花屋敷	宝塚市山本南2-6	社会福祉法人聖隷福祉事業団	浜松市中区住吉2-12-12	所在地
長尾地域包括支援センター	同 市山本西2-6-11	社会福祉法人愛和会	宝塚市中筋2-10-18	同 上
ハート・ウォーム	同 市伊子志3-13-6	株式会社HMT	同 市伊子志3-13-6	同 上
聖隷訪問看護ステーション山本	同 市山本南2-6	社会福祉法人聖隷福祉事業団	浜松市中区住吉2-12-12	同 上
高砂市社会福祉協議会ふれあい訪問介護事業所	高砂市高砂町松波町440-35高砂市ユアアイ福祉交流センター内	社会福祉法人高砂市社会福祉協議会	高砂市高砂町松波町440-35高砂市ユアアイ福祉交流センター内	同 上
高砂市地域包括支援センター	同 上	同 上	同 上	同 上
パナソニックエイジフリーケアセンター淡路島・訪問入浴	淡路市志筑3101ジェルメライトA103号室	パナソニックエイジフリー株式会社	門真市門真1048	事業者名称・開設者名称
宍粟市訪問看護ステーション	宍粟市山崎町鹿沢115-13	宍粟市長	山崎町中広瀬133-6	所在地

2 廃止の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地
エイジフリー小規模多機能ケア宝塚中山	宝塚市今里町1-38	パナソニックコムハート株式会社	門真市大字門真1048
医療法人晴風園今井病院	川辺郡猪名川町北田原字屏風岳3	医療法人晴風園	川辺郡猪名川町北田原字屏風岳3



兵庫県告示第600号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成28年6月3日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

平成28年6月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	平安浦南地区	平成28年6月17日から 同 年7月7日まで	洲本市役所 五色庁舎



兵庫県告示第601号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成28年6月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所
篠山市住山字宮ノ前山13、14、字宮ノ前ノ坪291、295、296の1、297
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字宮ノ前山13・14（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字宮ノ前ノ坪291、295、296の1、297
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び篠山市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第602号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成28年6月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所
丹波市氷上町賀茂字下大林2328・2338（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第603号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成28年6月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 解除予定保安林の所在場所
たつの市新宮町牧字山本11の15・11の17（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林振興事務所及びたつの市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第604号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成28年6月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定する区域
川西市東多田3丁目275番の一部、277番の一部、848番2
- 2 特定有害物質の名称
六価クロム化合物、一・一・ジクロロエチレン、シス一・二・ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、一・一・一・トリクロロエタン、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにポリ塩化ビフェニル



兵庫県告示第605号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成28年6月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定する区域
多可郡多可町加美区多田字宮前430番7、430番13、430番14、430番31、430番35、430番36、430番37、430番38、430番39、430番41、430番42、430番43の各一部
- 2 特定有害物質の名称
鉛及びその化合物並びに砒素^ひ及びその化合物



兵庫県告示第606号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成28年6月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（1級水準測量）
- 2 作業期間
平成27年11月19日から平成28年3月31日まで
- 3 作業地域
西宮市北部地域



兵庫県告示第607号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、伊丹市から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成28年6月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（道路台帳図データ更新）
- 2 作業期間
平成28年1月14日から同年3月31日まで
- 3 作業地域
伊丹市の一部



兵庫県告示第608号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の7の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成28年6月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
氏名 内 田 猛
住所 養父市八鹿町高柳153-1
- 2 特定建築物等の名称及び所在地
名称 ピュアホテル
所在地 養父市八鹿町高柳153-1
- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第2課
縦覧期間 平成28年6月17日から同月30日まで
- 4 住民意見書の提出期間及び提出先
提出期間 平成28年6月17日から同月30日まで
提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課



兵庫県告示第609号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成28年 6月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
神戸市	神戸国際港都建設計画道路	3. 3. 32号須磨多聞線
同 市	神戸国際港都建設計画公園	3. 3. 105号押部谷町公園
同 市	神戸国際港都建設計画下水道	神戸市公共下水道
同 市	神戸国際港都建設計画流通業務団地	西神流通業務団地
同 市	神戸国際港都建設計画地区計画	神戸複合産業団地地区計画
同 市	神戸国際港都建設計画生産緑地地区	八多21生産緑地地区ほか6地区
同 市	神戸国際港都建設計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	
同 市	神戸国際港都建設計画都市再開発の方針	
同 市	神戸国際港都建設計画住宅市街地の開発整備の方針	
同 市	神戸国際港都建設計画防災街区整備方針	
同 市	神戸国際港都建設計画区域区分	
同 市	神戸国際港都建設計画用途地域	
同 市	神戸国際港都建設計画高度地区	
同 市	神戸国際港都建設計画防火地域及び準防火地域	
同 市	神戸国際港都建設計画特別緑地保全地区	西須磨特別緑地保全地区ほか6地区
同 市	神戸国際港都建設計画防砂の施設	六甲山系都賀川流域防砂の施設ほか3施設
同 市	神戸国際港都建設計画生産緑地地区	山田1生産緑地地区ほか1地区
同 市	神戸国際港都建設計画下水道	神戸市公共下水道
同 市	神戸国際港都建設計画公園	3. 3. 17号湊川公園



兵庫県告示第610号

平成17年兵庫県告示第34号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定等）の一部を次のように改正する。

平成28年 6月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

告示文を次のように改める。

都市計画法施行条例（平成14年兵庫県条例第25号。以下「条例」という。）第8条第3項の規定により、次のとおり特別指定区域を指定した。

その関係図書は、兵庫県庁及び稲美町役場に備え置いて縦覧に供する。

1から7までを削除し、以下の表を追加する。

表（稲美町における条例第7条第2号に規定する特別指定区域一覧）

名称及び条例別表第3の該当区分	区 域	建築物の用途	指定年月日

加古鉄工団地地区 条例別表第3の5 の項	加古郡稲美町加古字北新田北及び 字北新田東の各一部で別図に示す 区域（別図は省略。以下同じ。）	平成27年兵庫県条例第 21号による改正前の条 例（以下「旧条例」とい う。）別表第3の5の項 に規定する建築物及び 旧条例別表第3の7の 項に規定する工場	平成17年1月11日
下草谷西地区 条例別表第3の5 の項	加古郡稲美町下草谷字焼ケ谷及び 字西大道の各一部で別図に示す区 域	旧条例別表第3の7の 項に規定する工場	平成17年1月11日
同 上 条例別表第3の6 の項	同 上	旧条例別表第3の8の 項に規定する施設	
下草谷中地区 条例別表第3の5 の項	加古郡稲美町下草谷字西北野の一 部で別図に示す区域	旧条例別表第3の7の 項に規定する工場	平成17年1月11日
同 上 条例別表第3の7 の項	同 上	旧条例別表第3の9の 項に規定する建築物	
下草谷東地区 条例別表第3の5 の項	加古郡稲美町下草谷字東北野の一 部及び草谷字相野の一部で別図に 示す区域	旧条例別表第3の7の 項に規定する工場	平成17年1月11日
同 上 条例別表第3の7 の項	同 上	旧条例別表第3の9の 項に規定する建築物	
草谷北地区 条例別表第3の5 の項	加古郡稲美町草谷字相野の一部で 別図に示す区域	旧条例別表第3の7の 項に規定する工場	平成17年1月11日
十七丁北地区 条例別表第3の5 の項	加古郡稲美町岡字拾七町の一部で 別図に示す区域	旧条例別表第3の7の 項に規定する工場	平成17年1月11日
同 上 条例別表第3の6 の項	同 上	旧条例別表第3の8の 項に規定する施設	
同 上 条例別表第3の7 の項	同 上	旧条例別表第3の9の 項に規定する建築物	
池ノ内南地区 条例別表第3の5 の項	加古郡稲美町加古字池ノ内中及び 字池ノ内南の各一部で別図に示す 区域	旧条例別表第3の7の 項に規定する工場	平成17年1月11日

同 上 条例別表第3の7 の項	同 上	旧条例別表第3の9の 項に規定する建築物	
向山地区 条例別表第3の3 の項	加古郡稲美町中村字田井中、字西山、字松ヶ鼻、字向、字池ノ跡、字真谷及び字向岡の各一部並びに中一色字鈍々岡の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成21年11月13日
	加古郡稲美町中村字田井中、字西山、字向、字池ノ跡、字真谷及び字向岡の各一部並びに中一色字鈍々岡の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の 項に規定する建築物	平成21年11月13日
	加古郡稲美町中村字真谷及び字松ヶ鼻の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の 項に規定する建築物	平成21年11月13日
下野谷地区 条例別表第3の3 の項	加古郡稲美町野谷字中割、字南中岡、字寅新田及び字南岡の各一部並びに野寺字東岡及び字穴澤の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成24年1月13日
	加古郡稲美町野谷字中割、字南中岡及び字寅新田の各一部並びに野寺字東岡の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の 項に規定する建築物	平成24年1月13日
	加古郡稲美町野谷字寅新田の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の 項に規定する建築物	平成24年1月13日
高菌地区 条例別表第3の3 の項	加古郡稲美町蛸草字北條、字高菌及び字下條の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成24年7月27日
	加古郡稲美町蛸草字北條及び字高菌の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の 項に規定する建築物	平成24年7月27日
	加古郡稲美町蛸草字北條、字高菌及び字下條の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の 項に規定する建築物	平成24年7月27日
同 上 条例別表第3の5 の項	加古郡稲美町蛸草字北條の一部及び野寺字下南岡の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の5の 項に規定する建築物	平成24年7月27日
野寺地区 条例別表第3の3 の項	加古郡稲美町野寺字北條、字西谷、字中山、字中條、字西條、字石原、字鬼河原谷、字南谷、字下南岡、字上南岡、字野畑及び字出晴の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成28年6月17日

	加古郡稲美町野寺字北條、字中山、字中條、字西條、字鬼河原谷及び字下南岡の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の項に規定する建築物	平成28年6月17日
中一色地区 条例別表第3の3の項	加古郡稲美町中一色字青ノ井、字新改、字下向、字堂ノ上、字宮ノ上、字宮ノ端、字水田、字宮前、字大坪、字焼田、字田中、字青ノ上及び字青の井の各一部、中村字西山の一部並びに北山字見谷の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成28年6月17日
	加古郡稲美町中一色字下向、字大坪、字宮ノ端、字田中、字新改及び字焼田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の項に規定する建築物	平成28年6月17日
幸竹地区 条例別表第3の3の項	加古郡稲美町幸竹字丸岡、字宮ノ本、字小谷、字札ノ辻、字池ノ下、字家荒、字小店前、字南谷及び字廣ヶ澤の各一部、和田字平見、字浦山、字高岡及び字越の各一部、中村字道間の一部並びに森安字山田西谷の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成28年6月17日
	加古郡稲美町幸竹字丸岡及び字池ノ下の各一部、和田字平見及び字高岡の各一部、中村字道間の一部並びに森安字山田西谷の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成28年6月17日

表の次に次の文を加える。

なお、上表中の「旧条例別表第3の7の項に規定する工場」とは、「廃業等により業種又は事業者が変更され、現敷地において引き続き営まれる工場で平成27年兵庫県規則第24号による改正前の規則別表第2の6の項で定めるもののうち、建築基準法別表第二（ぬ）項に掲げる建築物以外のもの」を指す。

附 則

次に掲げる告示は、廃止する。

- (1) 都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定（平成21年兵庫県告示第1151号）
- (2) 都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定（平成24年兵庫県告示第21号）
- (3) 都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定（平成24年兵庫県告示第983号）

公 告

個人情報の保護に関する条例の運用状況

個人情報の保護に関する条例（平成8年兵庫県条例第24号）第65条の規定により、平成27年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成28年6月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 実施機関が取り扱う個人情報の保護

- (1) 個人情報取扱事務の登録状況

(件)

実 施 機 関 名	件数	実 施 機 関 名	件数
知 事	1,498	収 用 委 員 会	5
議 会	19	瀬戸内海海区漁業調整委員会	6
教 育 委 員 会	155	但馬海区漁業調整委員会	6
選 挙 管 理 委 員 会	14	内水面漁場管理委員会	6
人 事 委 員 会	9	公 営 企 業 管 理 者	24
監 査 委 員	7	病 院 事 業 管 理 者	21
公 安 委 員 会	6	兵 庫 県 立 大 学	13
警 察 本 部 長	195	合 計	1,991
労 働 委 員 会	7		

(2) 個人情報の開示請求及び不服申立ての状況

(件)

区分 実施機関名	書面による個人情報の開示請求					口頭による個人情報の開示請求		不 服 申 立 て					
	請求 件数	処 理 状 況				開示対 象試験 等の数	請求 件数	申立 て件 数	処 理 状 況				
		開示	部分開示	不開示	取下げ				却下	棄却	認容	審理中	取下げ
知 事	336	297	34	3	2	20	49	1	0	0	1	0	0
議 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	15	11	3	1	0	6	12,183	1	0	0	0	1	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人事委員会	0	0	0	0	0	5	415	0	0	0	0	0	0
監 査 委 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公安委員会	8	3	5	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
警察本部長	368	39	314	10	5	1	284	5	0	0	0	4	1
労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
瀬戸内海海区 漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
但馬海区漁業 調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内水面漁場 管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公営企業管理者	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
病院事業管理者	6,722	6,722	0	0	0	2	17	0	0	0	0	0	0
兵庫県立大学	0	0	0	0	0	6	668	0	0	0	0	0	0

合 計	7,451	7,073	357	14	7	40	13,616	8	0	0	1	5	2
-----	-------	-------	-----	----	---	----	--------	---	---	---	---	---	---

- (3) 個人情報の訂正請求の状況
該当なし
- (4) 個人情報の利用停止請求の状況
該当なし
- 2 事業者が取り扱う個人情報の保護
 - (1) 指導又は助言の状況
該当なし
 - (2) 説明又は資料提出の要求の状況
該当なし
 - (3) 勧告又は公表の状況
該当なし
 - (4) 苦情相談の状況
31件



情報公開条例の運用状況

情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）第36条の規定により、平成27年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成28年6月17日

兵庫県知事 井戸敏三

1 公文書公開及び不服申立ての状況

(件)

区分 実施機関名	公文書の公開					不服申立て					
	請求 件数	処 理 状 況				申立て 件 数	処 理 状 況				
		公開	部分公開	非公開	取下げ		却下	棄却	認容	審理中	取下げ
知 事	4,089	3,125	476	68	420	1	0	0	0	1	0
教 育 委 員 会	274	142	87	33	12	2	0	1	1	0	0
選挙管理委員会	151	42	63	39	7	0	0	0	0	0	0
人 事 委 員 会	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
監 査 委 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公 安 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警 察 本 部 長	295	33	207	48	7	0	0	0	0	0	0
労 働 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収 用 委 員 会	5	0	4	1	0	0	0	0	0	0	0
瀬戸内海海区 漁業調整委員会	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
但馬海区漁業 調整委員会	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
内水面漁場 管理委員会	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0

公営企業管理者	39	12	4	7	16	0	0	0	0	0	0
病院事業管理者	85	42	10	6	27	3	0	0	0	3	0
兵庫県立大学	6	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	4,948	3,396	860	202	490	6	0	1	1	4	0

2 情報提供の状況

(件)

提 供 場 所	提供件数
県民情報センター	3,456
地域県民情報センター	6,501
合 計	9,957



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成28年6月17日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
兵庫県情報セキュリティクラウド機器等一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
平成28年5月13日
- 4 落札者の名称及び住所
西日本電信電話株式会社 兵庫支店 神戸市中央区海岸通11番
- 5 落札金額
467,640,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成28年4月1日

病 院 局 公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成28年6月17日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県病院事業管理者 西 村 隆一郎

- 1 調達内容
 - (i) 購入物品及び数量
医療機器共同一括調達
磁気共鳴コンピュータ断層撮影装置 (3テスラ) 二式
磁気共鳴コンピュータ断層撮影装置 (1.5テスラ) 二式
SPECT/CT装置 一式

S P E C T装置 一式

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

入札説明書及び仕様書による

(4) 納入場所

兵庫県病院局が指定する場所（県内5病院）

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 仕様書の「必要とする基本条件」を全て満たす物品を納入することができる者と認められた者であること。

(6) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県病院局経営課業務班

電話 (078) 341-7711

(2) 契約条項を示す期間、入札説明書及び下記4(5)サで提出を求める誓約書の交付期間

平成28年6月17日（金）から同年7月1日（金）まで（土曜日、日曜日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札参加申込書の受付期間

上記(2)に同じ

(4) 入札・開札の日時及び場所

平成28年7月29日（金）午前10時 兵庫県庁西館 小入札室

(5) 入札書の提出期限

上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成28年7月28日（木）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の108）の100分の5以上の額の入札保証金を平成28年7月27日（水）午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類（入札説明書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にとっては、併せて当該物品が入札説明書で示した物品と同等であることを証明する資料）を平成28年7月1日（金）午後4時までに前記3(1)の場所に提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成28年8月5日（金））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Dr.Nishimura, Superintendent of the Prefectural Hospitals Agency

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

Plural medical equipment, 1 set

(3) Delivery period:

By the tender documentation and specifications

(4) Delivery place:

- The place that Hyogo Prefectural Hospitals Agency assigns
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:
16:00 July 1, 2016
 - (6) Deadline for tender:
17:00 July 28, 2016 by mail
10:00 July 29, 2016 by direct delivery
 - (7) Contact point for the notice:
Accounting Division, Hyogo Prefectural Hospitals Agency,
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku Kobe, Hyogo 650-8567
TEL (078)341-7711

県 議 会 事 務 局 公 告

落札者等の公示

兵庫県議会広報紙「ひょうご県議会だより」の制作等業務に係る一般競争入札の落札者等について、次のとおり公示する。

平成28年 6月17日

契約担当者

兵庫県議会事務局長 山本 嘉彦

- 1 落札に係る役務の名称及び数量
兵庫県議会広報紙「ひょうご県議会だより」No.110、No.111、No.112の制作等業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県議会事務局調査課図書室 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
平成28年 5月13日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社神戸新聞総合印刷 神戸市中央区東川崎町1丁目5番7号
- 5 落札金額
31,071,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成28年 4月1日

公 安 委 員 会 告 示

兵庫県公安委員会告示第185号

水難事故等の防止に関する条例（平成7年兵庫県条例第8号）第7条第1項の規定に基づき、遊泳区域を指定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成28年 6月17日

兵庫県公安委員会

委員長 辰馬 章夫

海水浴場の名称	所在地	遊 泳 区 域	遊泳区域の 指 定 期 間	管轄警 察署

須磨海水浴場	神戸市須磨区須磨浦通1丁目から6丁目まで及び若宮町1丁目	神戸市須磨区須磨浦通1丁目から6丁目まで及び若宮町1丁目地先の海域で、須磨海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成28年7月14日から同年8月31日までの間	須磨警察署
林崎松江海水浴場	明石市林崎町3丁目及び松江	明石市林崎町3丁目及び松江地先の海域で、林崎松江海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成28年7月1日から同年8月31日までの間	明石警察署
大蔵海岸海水浴場	明石市大蔵海岸通1丁目	明石市大蔵海岸通1丁目地先の海域で、大蔵海岸海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成28年7月9日から同年8月28日までの間	明石警察署
的形海水浴場	姫路市的形町の形	姫路市的形町の形地先の海域で、的形海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成28年7月1日から同年8月31日までの間	飾磨警察署
白浜海水浴場	姫路市白浜町丙	姫路市白浜町丙地先の海域で、白浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成28年7月1日から同年8月31日までの間	飾磨警察署
男鹿島立の浜海水浴場	姫路市家島町宮	姫路市家島町宮地先の海域で、男鹿島立の浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成28年7月2日から同年8月31日までの間	飾磨警察署
男鹿島青井の浜海水浴場	姫路市家島町宮	姫路市家島町宮地先の海域で、男鹿島青井の浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成28年7月10日から同年8月31日までの間	飾磨警察署
兵庫県立いえしま自然体験センターシンボルゾーン	姫路市家島町坊勢	姫路市家島町坊勢地先の海域で、兵庫県立いえしま自然体験センターシンボルゾーンの遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成28年7月1日から同年8月31日までの間	飾磨警察署
新舞子海水浴場	たつの市御津町黒崎	たつの市御津町黒崎地先の海域で、新舞子海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成28年6月20日から同年8月31日までの間	たつの警察署
丸山県民サンビーチ	赤穂市尾崎	赤穂市尾崎地先の海域で、丸山県民サンビーチの遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成28年7月16日から同年8月16日までの間	赤穂警察署

福浦海水浴場	赤穂市御崎	赤穂市御崎地先の海域で、福浦海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成28年7月16日から同年8月16日までの間	赤穂警察署
赤穂唐船サンビーチ	赤穂市御崎	赤穂市御崎地先の海域で、赤穂唐船サンビーチの遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成28年7月16日から同年8月16日までの間	赤穂警察署
気比の浜海水浴場	豊岡市気比	豊岡市気比地先の海域で、気比の浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成28年7月10日から同年8月23日までの間	豊岡北警察署
竹野浜海水浴場	豊岡市竹野町竹野	豊岡市竹野町竹野地先の海域で、竹野浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成28年7月1日から同年8月28日までの間	豊岡北警察署
諸寄・塩谷浜海水浴場	美方郡新温泉町諸寄	美方郡新温泉町諸寄地先の海域で、諸寄・塩谷浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成28年7月1日から同年8月28日までの間	美方警察署
三田浜海水浴場	美方郡香美町香住区下浜	美方郡香美町香住区下浜地先の海域で、三田浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成28年7月18日から同年8月16日までの間	美方警察署
安木浜海水浴場	美方郡香美町香住区安木	美方郡香美町香住区安木地先の海域で、安木浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成28年7月17日から同年8月16日までの間	美方警察署
佐津海水浴場	美方郡香美町香住区訓谷	美方郡香美町香住区訓谷地先の海域で、佐津海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成28年7月16日から同年8月21日までの間	美方警察署
大浜海水浴場	洲本市海岸通1丁目	洲本市海岸通1丁目地先の海域で、大浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成28年7月1日から同年8月31日までの間	洲本警察署
岩屋海水浴場	淡路市岩屋	淡路市岩屋地先の海域で、岩屋海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成28年7月16日から同年8月21日までの間	淡路警察署

浦県民サンビーチ	淡路市浦	淡路市浦地先の海域で、浦県民サンビーチの遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成28年 7月16日から同年 8月21日までの間	淡路警察署
北淡室津ビーチ	淡路市室津	淡路市室津地先の海域で、北淡室津ビーチの遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成28年 7月16日から同年 8月21日までの間	淡路警察署
北淡県民サンビーチ	淡路市野島臺浦	淡路市野島臺浦地先の海域で、北淡県民サンビーチの遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成28年 7月16日から同年 8月21日までの間	淡路警察署
多賀の浜海水浴場	淡路市多賀	淡路市多賀地先の海域で、多賀の浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成28年 7月16日から同年 8月21日までの間	淡路警察署
慶野松原海水浴場	南あわじ市松帆古津路及び松帆慶野	南あわじ市松帆古津路及び松帆慶野地先の海域で、慶野松原海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成28年 7月 9日から同年 8月21日までの間	南あわじ警察署

警 察 本 部 公 告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
平成28年 6月17日

契約担当者

兵庫県警察本部長 太 田 誠

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
 - (1) 路側固定式道路標識材料（標識板） 6,033枚
 - (2) 路側固定式道路標識材料（支柱等） 35,378本
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
兵庫県警察本部総務部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 落札者を決定した日
平成28年 5月31日
- 4 落札者の名称及び住所
 - (1) 路側固定式道路標識材料（標識板）
白陽化学工業株式会社 尼崎市東園田町9丁目37番地3
 - (2) 路側固定式道路標識材料（支柱等）
富国工業株式会社 神戸市北区道場町日下部300番地
- 5 落札金額
路側固定式道路標識材料（標識板）
53,816,626円
路側固定式道路標識材料（支柱等）
45,566,766円
- 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

- 7 入札公告をした日
平成28年 4月19日



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成28年 6月17日

契約担当者
兵庫県警察本部長 太 田 誠

- 1 随意契約に係る物品の名称及び数量
路側固定式道路標識材料（補助板） 2,629枚
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
兵庫県警察本部総務部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成28年 5月31日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
路側固定式道路標識材料（補助板）
富国合成塗料株式会社 神戸市兵庫区永沢町3丁目7番19号
- 5 随意契約に係る契約金額
路側固定式道路標識材料（補助板）
11,693,052円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 入札公告をした日
平成28年 4月19日
- 8 随意契約の理由
政府調達に関する協定第15条第1項(a)による。

正 誤

○平成28年 3月31日付け（兵庫県公報第 4号外）
行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（平成28年兵庫県教育委員会規則第 4号）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
35	下から22	様式第11条中	様式第11号中